

群馬県内の記録保存を目的とする埋蔵文化財の発掘調査における民間調査組織導入事務取扱要綱

埋蔵文化財は、歴史的かつ文化的な資産、地域の資産及び教育的資産としての意義を有し、地域づくり及び人づくりに活用できる重要な財産であり、その発掘調査は、原則として教育委員会が主体となり実施することが適切である。

しかし、昨今の社会状況から埋蔵文化財保護の適正を確保するために、市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。以下「市町村教育委員会」という。）が記録保存を目的として行う発掘調査に民間調査組織を導入する事例が発生している。このことから、県内における統一的な指針及び基準が必要となっている。

ここに、群馬県内の記録保存を目的とする埋蔵文化財の発掘調査において、民間調査組織の導入の適正を確保するため、この要綱を制定する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、群馬県文化財保護条例施行規則（令和2年群馬県規則第45号）第28条第4項の規定により、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告を受けた発掘調査において、市町村教育委員会が民間調査組織を導入する場合の取扱い及び指導に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）発掘調査 現地における発掘作業（以下「発掘作業」という。）及び出土品と記録類の整理作業から発掘調査報告書の作成までの作業（以下「整理等作業」という。）のすべてをいう。
- （2）民間調査組織 埋蔵文化財の発掘調査を目的として設立された株式会社等の法人組織、他の事業のために設立された株式会社等の法人組織であって埋蔵文化財の発掘調査を目的とする部門を有するもの又は発掘調査を事業として営む個人事業者等をいう。
- （3）発掘担当者 発掘調査を実施する専門的な知識及び技術並びに経験を十分に有し、現地における発掘作業を掌握し、その全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者をいう。
- （4）調査員 発掘調査の各工程を実施する専門的な知識及び技術並びに経験を十分に有し、発掘担当者を補佐し、当該各工程を適切に進行させることができる者をいう。
- （5）開発事業者 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第94条第1項の規定による通知をし、法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告を受けた発掘調査を実施する原因となった開発行為の主体者をいう。

（市町村教育委員会の責務）

第3条 市町村教育委員会は、埋蔵文化財を適切に把握し、保護する責務を有する。

2 発掘調査は、埋蔵文化財を保護する手段の一つであることから、市町村教育委員会が実施することを基本とし、市町村教育委員会は、埋蔵文化財に関し専門的な判断をすることができる担当職員（以下「専門職員」という。）を配置するなどの、埋蔵文化財保護行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

3 市町村教育委員会は、民間調査組織を導入して発掘調査を実施する場合は、開発事業者に民間調査組織の導入の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めるものとする。

(民間調査組織を導入できる地方公共団体)

第4条 市町村教育委員会は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、発掘調査に民間調査組織を導入することができるものとする。

- (1) 当該市町村教育委員会に専門職員が配置されており、民間調査組織による発掘調査を監理することが確実にできる場合
- (2) 当該発掘調査が実施される土地について、専門職員により確認調査が実施され、発掘調査の必要な範囲、面積、深度及び遺構面の数並びに想定される遺構及び遺物の種類及び密度等が把握されている場合
- (3) 発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査の急増により発掘調査の遅延等の事態が予測される場合であって、これに対応するための体制の整備が間に合わず、かつ、群馬県知事（以下「知事」という。）又は他の市町村教育委員会等による支援等も望めない場合

(民間調査組織を導入できる発掘調査)

第5条 市町村教育委員会が民間調査組織を導入して実施することができる発掘調査は、記録保存を目的とする発掘調査に限るものとする。

2 記録保存を目的とする発掘調査の対象となる遺跡が次の各号のいずれかに該当する場合は、発掘調査を実施する主体は、市町村教育委員会とする。

- (1) 国、県又は市町村の指定史跡の指定地域周辺にある遺跡
- (2) 地域にとって重要な遺跡
- (3) 従前の発掘調査の成果又は情報が不十分な遺跡

(調査基準等の準拠等)

第6条 市町村教育委員会は、発掘調査の具体的な範囲並びにその方法及び内容（以下「調査仕様」という。）の設定及び設計に当たっては、「群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準」（令和8年4月1日改正。以下「積算基準」という。）及び「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」（令和8年4月1日改正。以下「調査基準」という。）に準拠するものとする。

2 市町村教育委員会及び民間調査組織は、調査技術上の指針として「発掘調査のてびき」（平成22年3月30日付け文化庁文化財部記念物課発行。）を参照するものとする。

(民間調査組織の登録に関する事前届出)

第7条 県内において発掘調査を実施しようとする民間調査組織は、毎年度、知事が指定する日までに、当該民間調査組織の概要及び発掘担当者等の名簿その他発掘調査の体制の資料（様式1～様式4、民間調査組織の経営状況及び概要を示す証明書等）の知事への提出（以下「事前届出」という。）をするものとする。

(民間調査組織の登録に関する事前調査)

第8条 知事は、事前届出があった場合は、当該民間調査組織の実態を聴取し、第12条から第14条までの規定により、埋蔵文化財の発掘調査主体としての能力及び実績並びに発掘担当者等の能力及び実績等の確認（以下「事前調査」という。）をする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の民間調査組織の施設等の確認を実施する。

(民間調査組織の登録)

第9条 知事は、事前調査により、発掘調査を実施する能力及び実績があると判断した民間調査組織を登録民間調査組織一覧表（様式5。以下「一覧表」という。）に登録する。

2 知事は、市町村教育委員会に対して、前項の規定により登録された民間調査組織（以下「登録民間調査

組織」という。)を一覧表により毎年度当初に通知する。

- 3 知事は、事前届出のあった民間調査組織に対して、前条に基づく審査結果、登録された発掘担当者（以下「登録発掘担当者」という。）及び調査員（以下「登録調査員」という。）について、審査結果通知書（様式6）により毎年度当初に通知する。

（事前届出の変更等）

第10条 登録民間調査組織は、年度途中において組織の改編又は登録発掘担当者等の第7条の資料の内容の変更等があった場合は、速やかに当該変更等に係る資料を知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定により変更等に係る第7条の資料の提出があった場合は、第8条及び前条の規定を準用する。

（年度途中の届出）

第11条 登録民間調査組織以外の民間調査組織が発掘調査を実施しようとする場合は、当該民間調査組織は、速やかに第7条の資料を知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定により第7条の資料の提出があった場合は、第8条及び第9条の規定を準用する。

（民間調査組織の登録基準）

第12条 知事が一覧表に登録する民間調査組織は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1）発掘調査を適切に実施し、完了させることができ、かつ、発掘調査報告書を適切に作成できる十分な体制、財務基盤及び発掘調査の機材等を整え、専門的な能力を有していること。
- （2）原則として、発掘調査の拠点となる施設を県内に有していること。
- （3）過去に主体として実施した発掘調査がある場合は、当該発掘調査の発掘調査報告書を適切に作成していること。
- （4）次条に規定する登録発掘担当者が当該民間調査組織に所属していること。

（発掘担当者の登録基準）

第13条 知事は、次のいずれかに該当する者を登録発掘担当者とする。

- （1）大学（4年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者であって、その卒業後に登録調査員又は知事が発掘調査において登録調査員と同等の能力を有すると認めた者として実質2年以上の発掘作業の経験を有し、かつ、2遺跡以上の発掘調査報告書（調査経緯、調査経過若しくは遺跡立地等の項目のみの執筆又は発掘調査概要報告書等を除く。本号及び次号において同じ。）の執筆歴又は1遺跡以上の発掘調査報告書及び1篇以上の考古学に関する論文の執筆歴を有する者
- （2）大学（4年制）で考古学を専攻していない者であって、登録調査員又は知事が発掘調査において登録調査員と同等の能力を有すると認めた者として実質3年以上の発掘作業の経験を有し、かつ、2遺跡以上の発掘調査報告書の執筆歴又は1遺跡以上の発掘調査報告書及び1篇以上の考古学に関する論文の執筆歴を有する者

（調査員の登録基準）

第14条 知事は、大学（4年制）において考古学を専攻し、1年以上の発掘作業の経験を有する者、又は2年以上の発掘作業の経験を有し、大学（4年制）において考古学を専攻した者と同程度の知識及び技術を有する者を登録調査員とする。

（調査条件の提示等）

第15条 登録民間調査組織が発掘調査を実施する場合、市町村教育委員会は、個別の開発事業に関し、確認調査の成果及び情報等に基づき、積算基準及び調査基準に則して、調査仕様をあらかじめ決定しておく

ものとする。

- 2 市町村教育委員会は、遺跡の内容及び規模等を考慮の上、次の各号に掲げる事項の調査仕様を明らかにした発掘調査仕様書（様式7。以下「調査仕様書」という。）を作成し、登録民間調査組織に提示するものとする。
 - (1) 開発計画概要（開発事業所在地、開発計画、開発面積及び開発事業者名）
 - (2) 発掘調査の対象（遺跡名称、発掘作業を実施する位置、面積、発掘作業条件、主な時代等、遺構面の数等、遺構の種類等、想定される遺構の数量及び想定される出土品の数量等並びに整理等作業を実施する出土品及び記録類等）
 - (3) 発掘作業の方法（表土及び遺物包含層掘削並びに遺構検出及び掘削等の工程並びに内容）
 - (4) 整理等作業の方法（出土品の洗浄、復元、実測及び写真撮影等の工程並びに内容）
 - (5) 各工程において必要な記録類及びその作成方法
 - (6) 発掘調査の成果の公開（現地説明会等の実施及び発掘調査報告書の作成等）
 - (7) 出土品及び記録類の取扱い（発掘調査報告書の作成までの保管方法及び当該発掘調査報告書の作成後の移管手続等）
 - (8) 発掘調査に要する予定期間等に関する事項
- 3 前項の規定にかかわらず、様式7によらない調査仕様書を登録民間調査組織に提示する場合においても、前項各号に掲げる事項の調査仕様を明らかにした調査仕様書を作成するものとする。
- 4 第2項の規定により、市町村教育委員会から調査仕様書の提示を受けた登録民間調査組織は、当該発掘調査を希望する場合は、発掘調査実施計画書（様式8。以下「実施計画書」という。）を当該市町村教育委員会に提出するものとする。
- 5 市町村教育委員会は、前項の規定により提出された実施計画書の適否を判断し、その結果を当該登録民間調査組織に通知するものとする。
- 6 市町村教育委員会は、適正な実施計画書を提出したすべての登録民間調査組織を開発事業者を紹介するものとする。

（協定書の締結）

- 第16条 登録民間調査組織及び開発事業者が発掘調査の契約を締結する場合は、市町村教育委員会、当該登録民間調査組織及び開発事業者は、あらかじめ、発掘調査に関し協議し、協定書（様式9）により協定を締結するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、様式9によらない協定書により協定を締結する場合においても、市町村教育委員会の役割、発掘調査の監理上の権限並びに発掘調査後の出土品、図面等の記録類及び著作権等の帰属を明確にしておくものとする。
 - 3 第1項の登録民間調査組織及び開発事業者が発掘調査に関し締結する契約書には、前2項の協定書に基づく協議により契約の変更があり得ること等を明記しておくものとする。

（発掘届等の提出）

- 第17条 前条の規定により契約を締結した登録民間調査組織は、当該年度の最新の審査結果通知書の写し、当該発掘調査に係る調査仕様書の写し及び実施計画書を添え、法第92条第1項の規定による届出（以下「発掘届」という。）を行わなければならない。
- 2 前条の規定により契約を締結した登録民間調査組織は、法第108条の規定による出土品の手続を行うものとする。

（登録発掘担当者の重複従事の禁止等）

- 第18条 登録民間調査組織は、登録発掘担当者を発掘作業を実施する現地に必ず常駐させることとし、当該登録発掘担当者を複数の発掘作業に重複して従事させてはならない。ただし、市町村教育委員会が当該

発掘作業の実施上特に支障がないと判断し、当該市町村教育委員会による発掘担当者等専従免除確認書（様式 10）を発掘届に添えて知事に提出し、知事が重複して従事することを認めた場合は、この限りでない。

（発掘作業の監理等）

- 第 19 条 市町村教育委員会は、現地において登録民間調査組織による発掘作業の状況を随時把握した上で、当該発掘作業が実施計画書に則して適切に遂行されていることを確認するとともに、埋蔵文化財の保護上必要と認められる場合は、当該登録民間調査組織に対し、指導又は助言をするものとする。
- 2 市町村教育委員会は、発掘作業の監理を、発掘作業監理表（様式 11）に基づき、発掘作業開始時、発掘作業中（適時）及び発掘作業終了時にそれぞれ実施するものとする。
 - 3 知事は、特に必要があると認めるときは、市町村教育委員会とともに当該登録民間調査組織に対し、指導又は助言をする。
 - 4 市町村教育委員会は、発掘作業の進捗状況及び検出遺構数により登録民間調査組織に指導又は助言をし、必要があると認めるときは、実施計画書の変更等を行うものとする。なお、実施計画書等の変更においては、あらかじめ第 16 条第 1 項の三者により協議し、契約等の変更が適切になされるようにするものとする。
 - 5 市町村教育委員会は、特に重要な遺構等が発見された場合には、その保存の処置について、開発事業者及び登録民間調査組織と協議するものとする。
 - 6 知事は、市町村教育委員会から、登録民間調査組織の発掘作業に関し要請を受けた場合には、法第 92 条第 2 項の規定に基づき、当該登録民間調査組織に対し、当該発掘作業の方法又は内容の是正を指示することができる。
 - 7 知事は、前項の指示にもかかわらず是正が図られない場合は、法第 92 条第 2 項の規定により当該登録民間調査組織に対し、当該発掘作業の停止又は中止を命ずることができる。
 - 8 市町村教育委員会は、登録民間調査組織による発掘作業が完了したときは、当該登録民間調査組織及び開発事業者と立会の上、その完了の事実を確認するものとする。
 - 9 知事は、特に必要があると認めるときは、市町村教育委員会とともに立会をし、発掘作業の完了の事実を確認する。
 - 10 登録民間調査組織は、第 8 項の確認後、発掘作業完了届（様式 12）を市町村教育委員会に提出するものとする。
 - 11 市町村教育委員会は、前項の発掘作業完了届を受理した後、発掘作業完了確認通知（様式 13・様式 14）を当該登録民間調査組織及び開発事業者に交付するものとする。

（整理等作業の監理等）

- 第 20 条 市町村教育委員会は、登録民間調査組織による整理等作業の状況を随時把握した上で、当該整理等作業が実施計画書に則して適切に遂行されていることを確認するとともに、埋蔵文化財の保護上必要と認められる場合は、当該登録民間調査組織に対し、指導又は助言をするものとする。
- 2 市町村教育委員会は、整理等作業の監理を、整理等作業監理表（様式 15）に基づき、整理等作業の開始時、整理等作業中（適時）及び整理等作業完了時にそれぞれ実施するものとする。
 - 3 知事は、特に必要があると認めるときは、市町村教育委員会とともに当該登録民間調査組織に対し、指導又は助言をする。
 - 4 市町村教育委員会は、整理等作業の進捗状況により登録民間調査組織に指導又は助言をし、必要があると認めるときは、実施計画書の変更等を行うものとする。なお、実施計画書等の変更においては、あらかじめ、第 16 条第 1 項の三者により協議し、契約等の変更が適切になされるようにするものとする。
 - 5 市町村教育委員会は、当該登録民間調査組織から提出された発掘調査報告書により整理等作業の完了の事実を確認するものとする。

- 6 当該登録民間調査組織は、前項の確認後、整理等作業完了届（様式 16）を市町村教育委員会に提出するものとする。
- 7 市町村教育委員会は、前項の整理等作業完了届を受領した後、整理等作業完了確認通知（様式 17・様式 18）を当該登録民間調査組織及び開発事業者に交付するものとする。なお、市町村教育委員会は、発掘調査報告書を市町村教育委員会を経由して知事に提出するよう、当該登録民間調査組織に対し、指導するものとする。

（発掘調査の評価等）

- 第 21 条 市町村教育委員会は、登録民間調査組織により実施された発掘調査の適否及び当該登録民間調査組織の発掘調査の能力等に関する事後検証を行い、発掘調査評価表（様式 19）を作成するものとする。
- 2 市町村教育委員会は、発掘調査完了後に発掘調査の概要を添え、発掘調査評価表を知事に速やかに提出するものとする。ただし、複数年度にわたる発掘調査の場合は、毎年度末時点における発掘調査評価表を提出するものとする。
 - 3 知事は、前項の発掘調査評価表を検討し、その結果として登録民間調査組織に組織又は人員等について特に重大な問題があり、業務改善の必要があると判断した場合は、当該登録民間調査組織と協議し、業務改善指導通知書（様式 20。以下「指導通知」という。）を通知する。
 - 4 前項の規定による指導通知を受けた登録民間調査組織は、改善回答書（様式 21）を知事に速やかに提出するものとする。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めのない事項については、市町村教育委員会と協議の上、知事がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。